

[事案 28-44] 契約解除取消等請求

・平成 29 年 2 月 20 日 裁定不調

<事案の概要>

告知時は尿崩症が病気であるとの認識がなかったこと等を理由に、告知義務違反による契約解除の取消し等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 1 月に契約した医療保険について、平成 28 年 1 月に告知義務違反により契約を解除されたが、告知時は尿崩症が病気であるとの認識がなかったことから、契約の解除を取り消してほしい。

また、本契約の申込みにあたっては、保険会社のグループ会社である損害保険会社の職員とのみ面接したが、名義上の募集人が他の募集代理店の職員とされるという不適切な対応があったことから、慰謝料を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、平成 15 年 11 月に中枢性尿崩症と診断され、医師から病名を告げられ、通院と投薬治療を継続していたことから、告知義務違反があった。
- (2) 本契約の申込みにあたっては、募集人と損害保険会社の職員の 2 名が申立人と面接した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、募集人等の対応に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するために、申立人、募集人および損害保険会社の職員に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約解除の取消しおよび慰謝料請求のいずれも認めることはできないが、契約時の書類の不備や、募集人に対する事情聴取の結果を踏まえると、募集人が申立人と面接していない可能性は否定できないことから、和解により解決を図ることが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、同規程第 38 条 2 項にもとづき、裁定不調として手続を終了した。